

介護保険制度のサービスと保険料

介護保険は、40歳以上の皆さんで介護が必要な方を支え合う制度です。市区町村が保険者となって、加入者の皆さんの保険料と公費を財源に運営しています。

☎ 介護保険課 介護保険班 ☎ 73-5503

1 サービスの使い方

介護や支援が必要と感じたら、次のような流れで介護サービスを利用することができるようになります。

① 要介護認定を受けます

(1) 本人または家族が、介護保険課または各総合支所・出張所で要介護認定の申請をします。

※地域包括支援センター等が申請を代行できますので、わからない場合は介護保険課までご連絡ください。

(2) 調査員が訪問し、心身の状態について本人や家族から聞き取りを行います。

(3) 訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに、介護認定審査会で、審査・判定します。

(4) 認定結果通知書と介護保険証を送付します。

② ケアプランを作成します

どんな介護サービスを、いつ、どれだけ利用するかを決める計画をつくります。

■ 要介護1～5の方

・在宅サービスの利用…居宅介護支援事業者へ依頼します。

・施設サービスの利用…介護保険施設と直接契約します。

■ 要支援1・2の方
・周防大島町地域包括支援センターへ依頼します。

③ ケアプランに基づいてサービスを利用します

サービスの種類には次のようなものがあります。詳しくは、介護保険課へご相談ください。

■ 在宅サービス

〈自宅で利用する〉

ホームヘルパーが自宅を訪問して、身体介護や生活援助を行う訪問介護、入浴車が自宅を訪問して、入浴の介助などを行う訪問入浴介護などがあります。

〈施設に通い（泊まり）利用する〉

日帰りで、入浴や食事の提供、機能訓練、レクリエーションなどを受ける通所介護（デイサービス）や、医療機関や介護老人保健施設に通い、日帰りでリハビリテーションを受ける通所リハビリテーション（デイケア）があります。

また、短期間、介護老人保健施設などに宿泊して、介護やリハビリテーションを受ける短期入所生活介護（ショートステイ）などもあります。

〈生活環境を整える〉

歩行器などの福祉用具貸与や、入浴用のいすなどを購入できます。

また、住宅の手すり取り付けや段差の解消などの改修費用が支給されます。（限度額あり）

■ 施設サービス（要介護1～5の方のみ）

介護や医療が長期間必要な方は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム

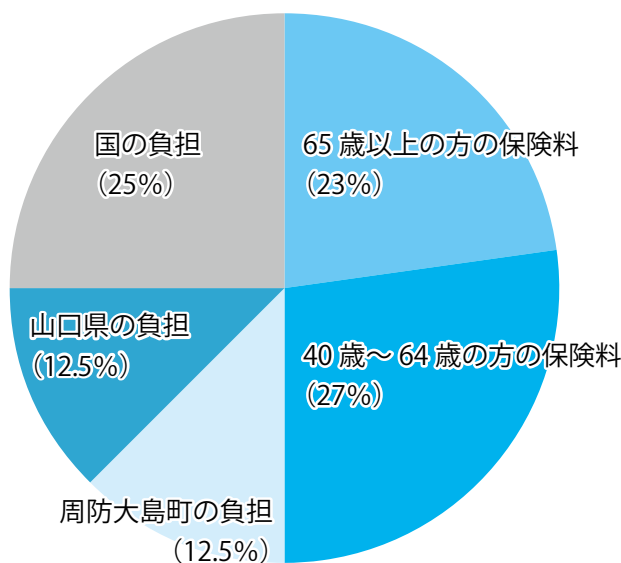
…原則、要介護3以上の方が利用できます）、介護老人保健施設、介護医療院に入所して施設のサービスを利用します。

■ 地域密着型サービス

認知症の方が、少人数で共同生活を送りながら介護や機能訓練などを受け、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や、18人以下の地域密着型通所介護（デイサービス）、在宅や通いなどを組み合わせて、介護や機能訓練などを受ける小規模多機能型居宅介護などがあります。

介護保険の財源（在宅サービスの場合の財源内訳）

介護保険は、下記の円グラフのとおり、40歳以上の皆さんに納めていただく介護保険料と公費を財源に運営しています。誰もが安心してサービスを利用できるように、介護保険料は必ず納めましょう。



＋ サービスの利用者負担（原則として費用の1～3割）